

第3回 酒々井町特別職報酬等審議会会議録（要旨）

日 時 令和8年8月28日（金） 午後1時30分

場 所 酒々井町役場中央庁舎3階会議室

出席者 会 長 秋山義継、副会長 川島貞夫

委 員 関根勇夫、斉藤廣、小池敬子、桜井照嘉

事務局 高梨総務課長、宮田総務課主幹

○開会・会議日程の確認：

審議会では、第2回会議録及び会議記録の確認のほか、これまでの審議を踏まえて作成した「議員報酬据え置き案」及び「条件付き増額案」の2案について審議し、答申案を取りまとめる予定であることが説明された。

答申案がまとまった場合は、会長から町長へ答申書を手交する予定であることが説明された。

会長からは、本審議会は最終回を予定しており、これまで2回の審議で出された様々な意見を整理し、慎重に審議した上で結論をまとめたいとの挨拶があった。

○第2回会議録及び会議記録の確認：

事務局から、第2回会議録及び会議記録について説明があった。

会長から、委員の発言内容が詳細に記録されていることについて確認するとともに、発言時の表現や数字等について、会議録として適切な表現となるよう、必要に応じて修正を行いたいとの意見があった。

○議員報酬に関する答申案の審議：

事務局から、これまでの審議内容を踏まえ、議員報酬について「現行額を据え置く案」と「条件付きで増額する案」の2案を提示し、審議を行った。

審議会では、他自治体における議員報酬の引下げ等の事例にも触れながら、議員報酬は単に金額だけで判断するのではなく、議員が町民の代表としてどのような活動を行っているか、報

酬に見合った活動を行っているかという点も重要であるとの意見があった。

また、近年の物価高騰を踏まえる必要がある一方、町民の生活状況や町の財政状況、少子高齢化等も考慮し、増額する場合には町民の理解を得られる内容とする必要があるとの考えが示された。

○各委員からの主な意見：

- ・町民の立場から考えると、現在の議員には報酬のほか期末手当等も支給されており、報酬を増額することについては慎重に考えるべきとの意見があった。
- ・一方、議員報酬が長期間据え置かれていることを考えると、一定程度の増額はやむを得ない面もあるとし、増額する場合には、その後しばらくの間はさらなる増額を求めないという考え方を明確にすることが適当ではないかとの意見があった。
- ・議員報酬に加えて期末手当等も支給されていること、政務活動費の利用状況にも議員ごとに差があることなどを踏まえ、現時点で報酬を増額することには反対との意見があった。
- ・物価が上昇しているとはいえ、一度に3万円程度増額することについては慎重に考える必要があるとの意見があった。
- ・町民の生活を最優先に考える必要があり、町の財政状況や財政健全化に向けた取組を考えると、現時点で議員報酬を増額することについて町民の理解を得ることは難しいとの意見があった。
- ・議員の年間所得や他自治体との比較を踏まえても、現状は必ずしも低い水準ではないことから、まずは町民サービスや財政面を優先し、財政状況が改善した段階で改めて報酬を検討する方がよいとの考えが示された。
- ・町全体の所得水準と議員の所得水準は大きく変わらない状況にあるとの指摘があった。
- ・一方で、議員報酬については一定期間ごとに見直す必要があり、次回の見直しまで長期間を要する可能性もあることから、今後数年間の物価上昇等も考慮した上で、増額幅を検討する必要があるとの意見があった。
- ・政務活動費についても、その利用実態を考慮して報酬水準を検討すべきとの意見があった。
- ・近隣の市と比較すると、酒々井町の議員報酬は物価上昇に十分対応していない面があるとの意見があった。
- ・一方で、単純に月額30万円とする根拠を明確にする必要があるとの指摘があり、物価上昇や政務活動費の状況等を勘案して増額幅を決めるべきとの意見があった。
- ・議員報酬を増額するのであれば、議員定数についても引き続き適正化に取り組むことを条件とすべきとの意見があり、人口に対する議員数などを踏まえて継続的に検討する必要があるとの考えが示された。

○増額幅及び条件についての検討：

各委員の意見を踏まえ、月額30万円とすることについては明確な根拠を示すことが難しいとの認識が示された。

一方、議員報酬は長期間据え置かれており、議員の政務活動費が月額一人平均約25千円の報酬からの支出が確認されたほか、近年の物価上昇も考慮する必要があることから、現行の月額26万5千円から2万円程度の増額とし、月額28万5千円を上限とする案が示された。

委員からは、総務省の消費者物価指数について、2020年を基準とした場合、2025年までに11.9%上昇しているとの説明があり、物価上昇分をすべて反映するのではなく、その一部を考慮した7%程度の増額を妥当とする考え方もあるとの意見があった。

これらの意見を踏まえ、今回の増額を単なる物価上昇への対応とするのではなく、議員に対して、町民の代表としてより積極的な議員活動を行うことを求める「期待値」として位置付け、増額の条件として明確に記載することが提案された。

また、今回増額した場合には、今後しばらくの間は再度の増額を行うことが難しいことも考慮する必要があるとの意見が示された。

○議員定数について：

議員報酬の増額に関連して、議員定数についても議論が行われた。

委員から、報酬を増額するのであれば、議員定数の適正化についても継続して取り組むことを条件にすべきとの意見があり、前回の答申でも定数削減に努める旨が記載されていたことから、今回も引き続き明記すべきとの意見があった。

また、定数をさらに検討した上で報酬を増額する方がよいのではないかととの意見があった。

これらを踏まえ、議員定数に関する内容を、条件付き増額の条件として位置付けることとした。

○町民への情報提供・議員活動について：

今回の審議内容や議員が受け取る報酬について、議員自らが説明し町民にも理解してもらうことが重要との意見があった。

また、報酬が増額される場合には、それに見合った議員活動が求められることを町民にも理解してもらい、選挙の際には議員の活動状況等を踏まえて判断してもらうことが必要との考えが示された。

この意見を踏まえ、答申の「その他の意見」に、町民に対して、議員が相応の報酬を得て公務に従事していることを踏まえ、選挙において議員としての適格性を判断するとともに、議員

の活動を継続的に注視することを求める内容を追加することとした。

○審議結果：

本審議会では、議員報酬について、現行額を据え置くべきとの意見が複数あった一方、長期間据え置かれていることや物価上昇、他自治体との水準等を考慮し、一定程度の増額を認めるべきとの意見も出された。

これらを総合的に検討した結果、議員報酬を月額２８万５千円を上限として増額することを妥当と認める「条件付き増額案」を答申することとした。

ただし、増額に当たっては、町民への説明、議員活動の一層の充実、議員定数の継続的な検討などを求めることとした。

○答申案の最終確認：

「月額２８万５千円を上限とする範囲内で増額することを妥当と認める。」との内容を確認した。

増額の条件として、議員定数の在り方を継続的に検討すること等を盛り込んだほか、その他の意見として、町民が議員の活動や報酬について継続的に関心を持ち、選挙において適切に判断することを求める内容を追加した。

○閉会：

会長からは、３回にわたる審議において、各委員が様々な立場から意見を述べ、慎重に議論を重ねたことへの謝意が示され、今回の答申が今後の町政及び町の発展につながることを期待する旨が述べられた。

答申書は事務局で正式に整えた後、会長から町長へ手交することを確認し、第３回特別職報酬審議会を閉会した。